

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、北九州市が行う建設工事の競争入札に参加することができる共同企業体（以下「共同企業体」という。）の資格要件、資格審査等に関し必要な事項を定めるものとする。

(共同企業体の種類)

第2条 共同企業体は、特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体とする。

- (1) 特定建設工事共同企業体は、建設工事の特性に着目して工事ごとに結成される共同企業体をいう。
- (2) 経常建設共同企業体は、中小建設業者が継続的な協業関係を確保することにより経営力、施工力を強化することを目的として結成する共同企業体をいう。

第2章 特定建設工事共同企業体

(対象工事の種類及び規模)

第3条 共同企業体の施工対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、請負工事費が当該各号に掲げる金額以上のものとする。

- (1) 土木・港湾・建築工事 5億円
- (2) その他の工事 2億円

2 市長は、前項の規定にかかわらず、工事の工期、内容及び技術的特性等を総合的に勘案して、共同企業体による施工が適当と認める場合は、当該工事を対象とすることができる。

(構成員の数)

第4条 共同企業体の構成員（以下「構成員」という。）の数は、2社又は3社とする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、対象工事が大規模でかつ技術的難度の高いものであつて、技術力等を特に結集する必要があると認められる場合は、円滑な施工の確保に支障が生じないと認められるときに限り、5社までとすることができる。

(組合せ)

第5条 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号。以下「規則」という。）第12条第1項に規定する等級区分のある工種については、原則としてその最上位の等級の者のみによる組合せとする。ただし、工事の規模、内容に照らし、第2位の等級に属する者によっても十分な施工が確保される見込みのあるときは、最上位の等級及び第2位の等級に属する者の組合せとすることができる。

(構成員の資格)

第6条 構成員は、次の各号に該当する者でなければならない。

- (1) 対象工事に対応する許可業種につき、営業年数が少なくとも数年あること。
- (2) 対象工事を構成する一部の工種を含む工事について元請として一定の実績があり、当該工事と同種の工事を施工した経験があること。
- (3) すべての構成員が、対象工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、入札公告で定める参加資格を有していること。

2 市長は、工事の円滑な施工を図るうえで必要があると認めるときは、前項に定める資格に加え、次

の各号に掲げる事項を構成員の資格とすることができる。

- (1) 本店又は支店等の事業所の所在地
- (2) 経営事項審査による総合評定値
(共同企業体の結成)

第7条 市長は、共同企業体により工事を施工しようとするときは、入札予定日（電子入札においては、入札書の受付開始日）の前日から起算して10日前までに工事の名称、概要、構成員の資格及び共同企業体結成の受付要領並びに入札方式を公示するものとする。

- 2 共同企業体を結成したときは、建設工事共同企業体協定書を必ず作成するものとする。
- 3 結成した共同企業体の代表者は受付要領に従い、次の資料を市長に提出（電子入札においては、市の指示する方法で提出）し、競争入札参加資格の確認又は審査を受けなければならない。

- (1) 競争参加資格確認申請書（一般競争入札の場合に限る。）

(第1-(1)号様式……2社用)

(第1-(2)号様式……3社用【省略】)

- (2) 建設工事共同企業体協定書 (第2-(1)号様式……甲型2社用)
(第2-(2)号様式……甲型3社用)
(第2-(3)号様式……乙型用)

- (3) 委任状（共同企業体の代表者に委任するもの）

(第3-(1)号様式……2社用)

(第3-(2)号様式……3社用【省略】)

- (4) 前各号の資料のほか、入札公告で定める資料

- 4 構成員は、同一工事の中で2以上の共同企業体の構成員となることはできない。
- 5 共同企業体の代表者は、円滑な共同施工を確保するため中心的役割を担う必要があるとの観点から、施工能力の大きい者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大でなければならない。
- 6 市長は、審査の結果、適格又は不適格であると認めた共同企業体に対し、その旨を通知するものとする。

(出資比率)

第8条 構成員の出資比率は、次のとおりとする。

- (1) 甲型共同企業体（共同施工方式）による場合は、各構成員の出資の割合が、次のとおりであること。ただし、市長は、構成員が特殊工法等技術的特性を有する場合で、次に定める出資の割合によることが不適当と認めるときは、この出資の割合によらない定めをすることができる。

ア 構成員が2業者で結成される共同企業体の場合

出資の割合が30パーセントを下回る構成員がいないこと。

イ 構成員が3業者で結成される共同企業体の場合

出資の割合が20パーセントを下回る構成員がいないこと。

ウ 構成員が4業者で結成される共同企業体の場合

出資の割合が15パーセントを下回る構成員がいないこと。

エ 構成員が5業者で結成される共同企業体の場合

出資の割合が10パーセントを下回る構成員がいないこと。

- (2) 乙型共同企業体（分担施工方式）による場合は、次の要件を満たしていること。

ア 各構成員の分担工事が明確であり、かつ、当該分担工事と各構成員の有資格工種が対応していること。

イ 当該工事の内容から判断して、各構成員の工事の分担及び割合が適当であると認められること。
(共同企業体の存続期間等)

第9条 市の契約の相手方となった共同企業体の存続期間は、当該工事の請負契約の履行後3か月を経過するまでとする。

- 2 存続期間満了後においても、当該工事につき、契約不適合責任がある場合には、各構成員は連帯してその責を負うものとする。
- 3 当該工事につき結成された共同企業体のうち、市の契約の相手方とならなかったものの存続期間は、当該発注工事の契約が締結された日をもって終了するものとする。

第3章 経常建設共同企業体

(対象工事の種類及び規模、構成員の数、組合せ、構成員の資格)

第10条 対象工事の種類及び規模は、単体工事の場合に準じて取扱う。

- 2 構成員の数は2社又は3社とする。
- 3 規則第12条第1項に規定する等級区分のある工種については、同一等級又は直近等級に属する者で構成され、最上位等級に属する者を含まないものであること。
- 4 構成員は、次の各号に該当する者でなければならない。
 - (1) 登録部門に対応する許可業種につき、営業年数が少なくとも数年あること。
 - (2) 原則として、当該登録部門について元請として一定の実績を有すること。
 - (3) 原則として、全ての構成員に当該許可業種に係る監理技術者となることができる者又は当該許可業種に係る主任技術者となることができる者で国家資格を有する者が存し、工事の施工にあたっては、これらの技術者を工事現場毎に専任で配置し得ること。

(登録)

第11条 経常建設共同企業体の登録は、通常の登録受付に準じて行う。

- 2 一の企業が結成・登録することができる共同企業体の数は、原則として一とする。

(出資比率)

第12条 出資比率は、第8条第1項の規定に準じるものとする。

(代表者の選定方法とその出資比率)

第13条 代表者は、構成員において決定された者とし、その出資比率は、構成員において自主的に定めるものとする。

第4章 その他

(適切な施工の確保)

第14条 共同企業体は、各構成員相互の信頼と協調のもとに、この要綱及び共同企業体協定書の定めるところにより、当該発注工事を共同の責任で円滑かつ適切に施工するものとする。

(要綱に定めのない事項)

第15条 この要綱に定めのない事項については、別に市長が定める。

付 則

この要綱は、平成7年6月1日から施行し、同日以降の発注工事から適用する。

付 則

この要綱は、平成12年1月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行し、同日以降に起工する工事から適用する。

付 則

この要綱は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 1 日から施行し、同日以降に公告する工事から適用する。

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

北九州市長 様

共同企業体 所在地

名 称共同企業体

代 表 者 北九州市建設工事登録番号 第.....号

（構成員） 所在地

商号又は名称

代表者氏名㊟

構 成 員 北九州市建設工事登録番号 第.....号

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名㊟

持参人氏名(会社名)

電話番号

令和 年 月 日付で入札公告のありました「 工事」に係る競争参加資格について確認していただきたいので、下記の書類を添えて申請します。

なお、当該競争に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 建設工事共同企業体協定書の写し（1部）
- 2 委任状
- 3 同種工事の施工又は指名実績 （第2又は3号様式）
- 4 配置予定技術者 （第4号様式）

（申請にあたっての留意事項）

- * 返信用として、表に申請者の住所・氏名を記載した封筒（所要額の切手貼付、JIS規格「長3号：120×235」）をこの申請書と併せて提出してください。
- * 同種工事の施工実績（第2号様式）には、施工内容の確認をすることができる履行証明書又はコリンズ工事カルテの写しを添付してください。本市発注工事については、契約書又は契約内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）及び施工内容の確認ができる設計図書等の写しに代えることもできます。

第2－(1)号様式

建設工事共同企業体協定書（甲）

（目 的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 北九州市の発注に係る _____ 工事（当該工事内容
の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。）の請負

(2) 前号に附帯する事業

（名 称）

第2条 当共同企業体は、 _____ 共同企業体（以下「当企業
体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を _____ に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3カ月
を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、
当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の所在地及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所 在 地	_____
会 社 名	_____
所 在 地	_____
会 社 名	_____

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、 _____ を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うこ
とを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払
金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するも
のとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者
と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

会社名	_____	_____ %
会社名	_____	_____ %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価す
るものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工

の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当るものとする。

(構成員の責任)

第 10 条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第 11 条 当企業体の取引金融機関は、.....とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決 算)

第 12 条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第 13 条 決算の結果利益を生じた場合には、第 8 条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第 14 条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第 8 条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(共同企業体結成後における構成員の脱退に対する措置)

第 16 条 構成員は、発注者及び他の構成員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち前項の規定により脱退した者がある場合において、発注者の承認があるときは残存構成員が工事を完成するものとする。

3 前項の規定により工事を完成する者は、残存構成員 1 社による共同企業体とし、この協定書の関係規定を適用する。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行なうものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(共同企業体結成後における構成員の破産又は解散に対する処置等)

第 17 条 構成員のうちいずれかが共同企業体結成後において破産し、又は解散した場合には、前条第 2 項から第 5 項までの規定を準用する。

2 構成員のうちいずれかが当企業体の業務執行に当たり重要な義務の不履行若しくは不正な行為を行った場合において、当該構成員以外の構成員から要求があり、かつ発注者の承認があったときは、当該構成員は当企業体から脱退しなければならない。

3 構成員のうちいずれかが建設業法の許可の取消若しくは営業の停止を受けた場合、公共工事の受注者として適当でないような反社会的な行為を行った場合又は手形交換所による取引停止処分、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て等事実上の倒産状態にあり、著しく経営状態が悪いと判断される場合において、当該構成員以外の構成員から要求があり、かつ発注者の承認があったときは、当該構成員は当企業体から脱退しなければならない。

4 前項に掲げる事由がある場合において、当該構成員以外の構成員に対し前項の措置をと

るよう発注者から申出があったときは、当該構成員以外の構成員は、これに応ずるものとする。

5 第3項の規定に基づく当該構成員以外の構成員からの要求に当該構成員が応じない場合又は前項の規定に基づく発注者からの申出に当該構成員以外の構成員が応じない場合は、発注者において共同企業体が北九州市工事請負契約約款第45条第1項の規定に該当するものとみなし、これらの規定に基づく発注者の権利を行使することを承諾するものとする。

6 前条第2項から第5項までの規定は、第2項及び第3項の場合に準用する。

(構成員の加入)

第18条 前2条の規定による構成員の脱退、破産又は解散（以下「脱退等」という。）により構成員が欠けた場合において、発注者の承認があるときは、新たな構成員を加入させることができる。

2 前項の場合において新たに加入した構成員の出資比率は原則として脱退等構成員が脱退等の前に有していた出資比率とするものとし、他の構成員の出資比率は第16条第3項（前条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず第8条の規定により従前有していた出資比率とする。

(解散後の契約不適合責任)

第19条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第20条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

.....外1社は、上記のとおり.....
共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書2通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

令和 年 月 日

共同企業体の名称共同企業体

会 社 名

氏 名印

会 社 名

氏 名印

第2－(2)号様式

建設工事共同企業体協定書（甲）

（目 的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 北九州市の発注に係る _____ 工事（当該工事内容
の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。）の請負

(2) 前号に附帯する事業

（名 称）

第2条 当共同企業体は、 _____ 共同企業体（以下「当企業
体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を _____ に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3カ月
を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、
当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の所在地及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所 在 地	_____
会 社 名	_____
所 在 地	_____
会 社 名	_____
所 在 地	_____
会 社 名	_____

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、 _____ を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うこ
とを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払
金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するも
のとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者
と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

会社名	_____	_____ %
会社名	_____	_____ %
会社名	_____	_____ %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価す

るものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、.....とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(共同企業体結成後における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち前項の規定により脱退した者がいるときは、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者がいるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行なうものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(共同企業体結成後における構成員の破産、解散又は除名に対する処置等)

第17条 構成員のうちいずれかが共同企業体結成後において破産し、又は解散した場合は、前条第2項から第5項までの規定を準用する。

2 構成員のうちいずれかが当企業体の業務執行に当たり重要な義務の不履行若しくは不正な行為を行った場合、建設業法の許可の取消若しくは営業の停止を受けた場合、公共工事の受注者として適当でないような反社会的な行為を行った場合又は手形交換所による取引停止処分、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て等事実上の倒産状態にあり、著しく経営状態が悪いと判断される場合は、他の構成員全員の総意により当該構成員を除名することがで

きる。

3 前項の規定により構成員を除名する場合は、発注者に届け出てその承認を得るものとする。

4 前条第2項から第5項までの規定は、第2項の場合に準用する。

(構成員の加入)

第18条 前2条の規定による構成員の脱退、破産、解散又は除名（以下「脱退等」という。）により構成員が欠けた場合において、発注者の承認があるときは、残存構成員の総意により新たな構成員を加入させることができる。

2 前項の場合において新たに加入した構成員の出資比率は原則として脱退等構成員が脱退等の前に有していた出資比率とするものとし、他の構成員の出資比率は第16条第3項（前条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず第8条の規定により従前有していた出資比率とする。

(解散後の契約不適合責任)

第19条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第20条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

.....外2社は、上記のとおり.....
共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書3通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

令和 年 月 日

共同企業体の名称共同企業体

会 社 名

氏 名印

会 社 名

氏 名印

会 社 名

氏 名印

第2－(3)号様式

建設工事共同企業体協定書（乙）

（目 的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 北九州市の発注に係る.....工事（当該工事内容
の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。）の請負

(2) 前号に附帯する事業

（名 称）

第2条 当共同企業体は、.....共同企業体（以下「当企業
体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を.....に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、令和 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3カ月
を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、
当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の所在地及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所 在 地	
会 社 名	
所 在 地	
会 社 名	
所 在 地	
会 社 名	

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、.....を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督
官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の
請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（分担工事額）

第8条 各構成員の建設工事の分担は、次のとおりとする。ただし、分担工事の一部につき発
注者と契約内容の変更増減のあったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

.....工事	会社名	
.....工事	会社名	
.....工事	会社名	

2 前項に規定する分担工事の価格については、運営委員会で定める。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担工事の進捗を図り、建設工事の請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、.....とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員は、第8条に規定する分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本工事施工中に発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により毎月1回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することはできない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事完成するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

.....外2社は、上記のとおり.....

共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書3通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

令和 年 月 日

共同企業体の名称 共同企業体

会 社 名

氏 名 印

会 社 名

氏 名 印

会 社 名

氏 名 印

委 任 状

共同企業体の名称 _____ 共同企業体

受 任 者

共同企業体	所 在 地	_____
代 表 者	商号又は名称	_____
	代表者氏名	_____ 印

私は、上記の共同企業体代表者を代理人と定め、当共同企業体と北九州市との間における下記事項に関する権限を委任します。

1 委任事項

- (1) 入札、見積及び契約締結に関する件
- (2) 契約代金の請求受領に関する件
- (3) 各種保証金の納付並びに還付請求及び受領に関する件
- (4) 復代理人選任に関する件
- (5) その他契約履行に関する一切の件

2 委任期間

令和 年 月 日から、受注した工事の請負契約の履行後3か月を経過するまで。

委 任 者

共同企業体	所 在 地	_____
構 成 員	商号又は名称	_____
	代表者氏名	_____ 印

令和 年 月 日

指名業者各位

北九州市長

共同企業体構成員の選定等通知書

下記の建設工事について、共同請負方式により競争入札を行います。

ついては、貴社を共同企業体の構成員として選定しましたので、下記により共同企業体を結成のうえ、入札参加資格審査を申請して下さい。

記

1 対象工事

- (1) 工 事 名
- (2) 工事場所
- (3) 工事概要
- (4) 工 期

2 選定業者 別添「共同企業体構成員選定表」のとおり

3 共同企業体の結成について

- (1) 別添構成員選定表に記載されている自己が所属するグループ以外のグループから、他の構成員を任意に選び共同企業体を結成すること。
- (2) 構成員は、2以上の共同企業体の構成員になることはできない。
- (3) 共同企業体の代表者は、第1グループの構成員とすること。

4 共同企業体の入札参加資格審査申請

- (1) 申請期限 令和 年 月 日
- (2) 申請場所
- (3) 申請書類

ア 共同請負入札参加資格審査申請書（第5号－（ ）様式）

イ 建設工事共同企業体協定書（第2－（ ）号様式）

ウ 委任状（共同企業体の代表者に委任するもの）（第3－（ ）号様式）

- (4) その他 共同企業体に不参加の場合又は共同企業体を結成することができなかった場合、上記申請期限までにその旨を届け出ること。

5 注意事項

- (1) 共同企業体の名称は、できるだけ簡略にすること。
- (2) 構成員の出資比率は代表者を最大とし、他の構成員については %を下回らないこと。

北 九 州 市 長 様

共同請負入札参加資格審査申請書

このたび、貴市所管に係る建設工事について、別添協定書のとおり共同企業体を結成したので、指定の書類を添えて入札参加審査を申請します。

共同企業体 所 在 地
名 称
共同企業体

代 表 者 北九州市建設工事登録番号 第.....号
(構成員) 所 在 地
商号又は名称
代 表 者 氏 名 印

構 成 員 北九州市建設工事登録番号 第.....号
所 在 地
商号又は名称
代 表 者 氏 名 印